

第19号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の6.72」を「100分の7.09」に改める。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「33,500円」を「35,400円」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.25」を「100分の2.36」に改める。

第8条中「11,000円」を「11,500円」に改める。

第9条中「100分の2.16」を「100分の2.30」に改める。

第10条中「12,800円」を「13,600円」に改める。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「23,450円」を「24,780円」に改め、同号イ中「7,700円」を「8,050円」に改め、同号ウ中「8,960円」を「9,520円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「16,750円」を「17,700円」に改め、同号イ中「5,500円」を「5,750円」に改め、同号ウ中「6,400円」を「6,800円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「6,700円」を「7,080円」に改め、同号イ中「2,200円」を「2,300円」に改め、同号ウ中「2,560円」を「2,720円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,310円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,850円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14, 160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17, 700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 725円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 875円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 750円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

付則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

付則第16項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、「場合」の次に「(次項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、「同条の」を「同条第1項の」に、「同条中」を「同項中」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 17 当分の間、被保険者均等割額特例対象被保険者に係る第2条第2項及び第3項の被保険者均等割額について第23条第2項の規定を適用する場合における当該被保険者均等割額に係る同項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額及び当該被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額の合計額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。